平成２５年１０月２８日

東京地方検察庁
　特別公判部　大山検事　殿

安愚楽牧場事件の公判における
被告人質問に関する嘆願〔２〕

――虚偽の情状証言を問い質して、事件の実態解明を！――

（事件名）特定商品等の預託等取引契約に関する法律違反
平成25年特（わ）第902号等

嘆願者　あぐら被害者の会
（代表）　川口瑞夫

（嘆願の趣旨）

　安愚楽牧場事件（特定商品等の預託等取引契約に関する法律違反　平成２５年特（わ）第９０２号等）の第３回公判では、三ケ尻久美子被告に対する反対尋問、大石勝也被告に対する主尋問・反対尋問が予定されています。本事件の公判検事である大山検事におかれましては、酌量減刑を目的とした被告人による虚偽の主張に対して、厳しく問い質していただけますようお願い申し上げます。

　大山検事宛には、１０月２１日にも同趣旨の嘆願書を提出しておりますが、第２回公判での三ケ尻被告の証言には数多くの不審点がありましたので、その問題点について、より詳細に報告させていただきます。その中でも、特に留意していただきたいのは、以下に示すような原理原則についてです。

　《解約数増加＝契約数減少》に対処するための資金調達であれば、牛の数を偽装す

る必要はありません。解約分と同数の新規契約が取れれば問題が解消するからです。**解約増で資金ショートするのと、事業赤字で資金ショートするのとでは、現象は同じに見えますが、そのメカニズムはまったく違います。耳番号の偽装による資金調達が意味を持つのは後者のケースに対してのみです。**

（嘆願の詳細）

１０月２１日に開かれた特定商品預託法違反（不実の告知）の第２回公判では、被告側の情状証人２人の証言と、三ケ尻被告の主尋問が行われました。その証言には、事実に反すると思われる発言が数多くありました。第３回公判におきましては、こうした虚偽の主張を問い質すことによって、被告人は事件の本質をまったく理解しておらず、反省などしていないことを明らかにしていただけますようお願いいたします。それは、本事件の実態の解明にもつながることだと思われます。

以下、被告人らによる個別の主張に対して、問い質していただきたいことを申し上げますので、ぜひご検討いただけますようお願いいたします。

●「BSE、ふるさと牧場の破綻、口蹄疫など、外的な要因で解約が増えてしまい、苦渋の決断で、牛の数の偽装を始めた」

解約の増加によって資金繰りが困難になったのであれば、**解約された実在牛の分だけ新規契約を取れば解決する**のではないでしょうか。解約の増加は、実在数以上の新規契約を取ることの理由にはなりません。

この問題の本質は、解約数の増加にあるわけではありません。**解約数よりも新規契約数の方がはるかに多かった**ことが、その核心です。たとえば、牛の数がほぼ一定だと仮定するなら、解約数よりも新規契約数の方が多くなければ、架空牛の数が増えることはありません。

もちろん牛が大量に死亡した場合などは別ですが、そもそもの問題として、**ＢＳＥや口蹄疫が発生した時期（平成１３年・同２２年）と、被告人らが耳番号００２で偽装契約を増やした時期（平成１９年）は一致しません。**そもそも、口蹄疫発生の際に

は、国から高額な補償金をもらっているはずです。

以上の点からわかるように、外的な要因により苦渋の決断で違法行為に手を出したという被告人の証言は事実に反していると思われます。破産管財人の渡邊顯弁護士は債権者集会で「牛を売っても赤字が続いていたのだから、経営に問題があった。厳しいビジネスモデルと言わざるを得ない」と発言しています。被告人らは、外的な要因ではなく、**内的な要因＝事業の失敗を覆い隠すために、耳番号の偽装に手を染めた**と考えるべきではないでしょうか。

●「牛の生産が間に合わなかったので仮番号を付けた」

前述の被告人証言によれば、耳番号偽装の原因は《解約の増加＝契約数の減少》だったとされています。ところが、この証言では《実在牛の不足＝契約数の増加》が偽装の原因だったというロジックになっています。**２つの主張では、偽装の原因が正反対**ですが、この論理矛盾をどう解釈したらよいのでしょうか。

客観的な事実として押さえる必要があるのは、解約が増加するなどして総契約数が減少すると《 実在牛数＞契約数 》となるのに対して、総契約数が増加した場合は《 実在牛数＜契約数 》となるという法則性です。

被告人質問では、こうした矛盾について厳しく問い質していただき、**偽装工作の真の原因・目的がなんだったのかを明らかにしてください。**牛の生産が間に合わなかったのではなく、手元資金の調達が間に合わなかった――というの真相ではないでしょうか。そうでなければ、高い利回りで新規契約を募った理由が説明できません。

●「虚偽の耳番号による契約は一時的なものであり、契約数を一定にして、事業収益を増やすことで、偽装状態を解消する計画があった」

この計画においては、契約数を増やさないで一定にするという提案がなされていますが、この事実は、**偽装の原因が解約による契約減ではなく、《 解約数＜新規契約数 》による契約増だった**ことを明らかにしています。

契約数の減少が偽装の原因であるのなら、偽装解消には契約数の増加が必要です。

しかし事実は正反対です。偽装の原因は契約数の増加であり、その解消策として《契約数の一定化 ＋ 事業拡大》＝《契約数の相対的減少》が提案されているのです。被告人に対しては、この点を強く問い質していただけますようお願いいたします。

増頭計画の核心は手元資金（キャッシュフロー）の調達にあると思われます。解約であろうと、満期償還であろうと、オーナー契約が解消される際には牛を買い戻す必要があります。オーナー契約を増やさないで架空牛に実在牛を割り当てる場合も、買い戻しと同程度の自己資金が必要になります。つまり、どういうやり方をするにせよ、偽装状態を解消するためには大量の手元資金が必要になるということです。

手元資金を調達できなければ、契約数を減らすことも、架空牛を実在牛に置き換えることもできないので、これらの計画はすべて机上の空論にすぎません。被告人は、第２回公判において増頭計画の計画書を提出しましたが、いったいどのようにして資金調達する計画だったのでしょうか。この点をはっきりさせてください。

被告人は同証言の中で、海外の販路を広げるなどして事業収入を増やすと説明していました。しかし、全契約数の４割に相当する資金を事業収入の拡大で賄うという計画に現実性があるとは思えません。しかも、その計画を達成するまでの期間はわずか４～５年です。**これが夢物語に過ぎないことは、安愚楽牧場の過去の業績を見れば明らかです。**

そもそも同牧場が本業の畜産事業で利益を上げられていなかったことは、債権者集会などで明らかになっています。また、食品加工やホテルなどの関連事業の売上げも全体の数パーセントであり、大きな成果を挙げられていません。破産管財人の渡邊顯弁護士が、「厳しいビジネスモデルと言わざるを得ない」と報告しているとおり、長期にわたって利益が出ていないというのが、この会社の実態でした。

おそらく、被告人が提出した弁１～３号証のような計画書は、この他にも無数に存在するのだろうと思われます。こうした荒唐無稽な計画を何度も繰り返しながら、徐々に資金難に追い詰められてゆき、偽装耳番号での契約を取ることで資金ショートを回避した――と考えるのが妥当だと思われます。

●「新たに導入した 1/3 頭、1/4 頭での契約にソフトウェアの対応が間に合わなかったので仮番号を付けた」

これは、平成 21 年 1 月に行われた農水省の立ち入り検査の際に、**偽装事実を隠蔽する目的で大石被告が行った虚偽の説明**です。それとまったく同じ説明を、公判の証言台で証言している三ケ尻被告は、裁判官に対しても虚偽の説明をするつもりなのでしょうか。場合によっては、**偽証罪にあたるかもしれない発言**ですので、厳しく問い質していただけますようお願いいたします。

●「平成２３年８月の債権者説明会で被害者に謝罪した」

その時の債権者説明会では、**被告人らは「牛の数は足りている」と虚偽の説明をしていたのですから、今回の起訴事実（不実の告知）について謝罪することは不可能**です。もちろん、経営破綻したことに対する謝罪はあったかもしれませんが、それとこれとはまったくの別問題です。破綻前後から現在に至るまで、三ケ尻被告の言動はすべて“その場かぎりの思いつき”です。

こうした発言を聞くかぎり、三ケ尻被告が自身の犯した犯罪事実――どうして自分が被告席にいるのかという理由――を、しっかり認識できているとは思えません。自身の犯した行為を深く自省・内省しているのであれば、破綻の謝罪と、違法行為の謝罪を混同するなどということはありえません。**この発言は、単なる言い間違いではなく、彼女の反省が“口先だけ”であることの証明に他ならない**と考えます。

と同時に、反対尋問においては、平成 23 年 8 月の債権者説明会で本当のことを話さなかった理由についても、問い質していただけますようお願いいたします。

●「民事再生を選んだのは、和牛オーナー制度を維持したかったから」

平成 23 年 8 月の債権者説明会では、清算型の民事再生だと説明されていましたが、だとしたら、その時点で制度の維持はありえないはずです。この発言も三ケ尻被告の“その場かぎりの思いつき”だとしか考えられません。自身が過去に行ったことを覚えていないか、意図的に嘘をついているかのどちらかだと思われます。いずれにして

も、三ケ尻被告が口にする“反省”という言葉が信用に値しないことは明らかです。

現時点から考えてみれば、被告人らが民事再生を選んだ理由は別にあったのではないかと考えられます。**預託法違反の事実を隠したまま、清算を終わらせることが真の目的だったのではないでしょうか。**この点について、三ケ尻・大石の両被告に厳しく問い質していただけますようお願いいたします。

民事再生の件は、被害者にとっては非常に苦々しい問題です。民事再生の間に多くの資産が流出してしまったからです。反対尋問におかれましては、そうした被害者感情にもご留意いただけますようお願いいたします。

最後になりますが、本公判を担当される大山検事におかれましては、前回および今回の嘆願書で述べてまいりました被害者の疑問や不満について、ご精査いただいた上で、被告人質問に臨んでいただけますようお願いいたします。と同時に、本公判を通じて事件の全容解明が進み、被告人らが厳罰に処されることを期待いたします。

被害者の中には、定年退職後に再就職された方もいます。７０歳を過ぎてチラシ配りのアルバイトをされている方もいます。配偶者に被害のことを秘密にしたまま、墓場まで人生をやり過ごそうとしている人もいます。そうしたさまざまな境遇の被害者が、この裁判の行方を注視しています。大山検事におかれましては、そうした被害者の心情をご理解いただき、公判を通じて、事件の本質を明らかにしていただけますよう、重ねてお願いいたします。

嘆願者氏名
あぐら被害者の会
（代表）　川口瑞夫
嘆願者住所
東京都＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊